

## 消防力の整備指針及び消防水利の基準に関する検討会（第1回）

### 議事概要

- 1 日 時：平成30年11月20日（火）14:00～16:00
- 2 場 所：消防庁第一会議室
- 3 出席者：関澤愛、入江さやか、片山良太、清水洋文、森田峰雄、梅崎龍三、菅原裕二、  
藤山史郎、竹田健一（代理）、高松益樹、井上源三（敬称略）

#### 4 議事内容

##### （1）あいさつ

消防庁次長

##### （2）委員、事務局紹介

##### （3）検討会開催要綱の説明

##### （4）座長の選出

##### （5）議題

資料1～5まで一括説明

##### ① 消防体制の推移と現況について（資料1）

事務局より「資料1」に基づき、消防本部数、署所数、消防職員数の推移や消防の広域化及び連携・協力の状況等について説明。

##### ② 火災発生状況等について（資料2）

事務局より「資料2」に基づき、過去約10年間の火災発生件数や死傷者数、通報件数等の推移、近年発生した大規模火災の概要について説明。

##### ③ 救急業務の現状と課題について

事務局より「資料3」に基づき、救急業務の体制や救急出動件数等の推移、昨年の政令改正（准救急隊員）、各種取組について説明。

##### ④ 予防行政について

事務局より「資料4」に基づき、過去の火災事例による法令等の改正経過、立入検査の実施状況、各種取組について説明。

##### ⑤ 「消防力の整備指針」・「消防水利の基準」の現況及び本検討会における論点（案）について

事務局より「資料5」に基づき、現状の消防力の整備指針及び消防水利の基準の内

容、過去の実態調査における整備率等の推移について説明。

また、事務局より各資料から考えられる論点（案）を挙げ、内容を説明。

（６）各委員による意見交換（主な内容を抜粋）

（座長）資料５の４～５ページに整備率の推移が記載されている。整備率が７０％程度の低い数値になっていることについて、今回の論点には入らないのか。

（事務局）資料５の６ページの表で、小規模消防本部ほど整備率が低い傾向にある。

車両に対して、整備指針上の基準である１台あたり５人や４人という乗車人数を積み上げて、職員数を算出している。ペア活動、装備の自動化や軽量化などを踏まえて、今の人員算定の基準等が適切なのか、あるいはもう少し見直せる余地があるのかといったこともご議論いただきたい。

（委員）資料５の４～５ページに整備率で、車両は整備率が高いが、消防水利及び消防職員数は低い。これは、施設については、緊急防災・減災事業債などの起債もあり、整備が進んでいる。しかし、職員数にあつては、定数管理の関係もあり、低くなっていると考えられる。

そこで、消防関係の財政状況も併せて出していただけると、より厳密な議論ができるのではないかと思います。

（委員）資料５の５ページの消防職員整備率について、人口規模が小さくなればなるほど低くなっているが、恐らく地方部では消防団のウエートがかなり高くなっていると考えられる。

消防職員、消防署だけでなく、消防団等の活動も含め分析し、トータルで総合力としてどう捉えるかという視点が必要になってくるのではないかと。

（座長）本検討会は、計３回を予定し、報告書を提出することになっている。

この検討会で、全部答えまでは出せないけれども、今後検討を継続していくべきという事項は提言に盛り込んでいきたいと思っている。

（委員）さまざまな技術の進歩や、色々なやりくりによって、総合的にカバーされている部分もあるので、そのことを勘案して増やしたり、減らしたりといったことを検討していく必要があるのではないかと。

（委員）糸魚川市大規模火災においては、消防職員、消防団員及び自主防災組織が三者一体となって対応したことにより、死者を出さなかった。

団員確保が困難な地域もある中で、管轄人口約4万3千人で1,000人の団員がおり、大火の際もピーク時760人が出動している。

しかし、初動段階では出動いただける人員も少ないという課題もあった。そういった点も総合的に考えていくことが重要と考える。

(委員) 消防力の整備指針において、予防人員の算定に特定用途防火対象物や危険物施設の数に補正係数をかけて人員を算定している。

しかし、法令改正等で特定用途防火対象物の数が増えると、そこで大きな乖離が出るため、補正係数の考え方を見直すべきではないかと考えている。

また、当局には原子力施設はないが、人員算定の基準の見直し等にかかる要望があると聞いている。どういう内容になっているのか教えていただきたい。

(事務局) 原子力施設では、防災意識が非常に高く、訓練を実施する際の立会いや、計画等の作成や見直し、各書類審査など、業務が多いと聞いている。

よって、例示として特定用途防火対象物の数等に加え、原子力施設も含めて、勘案していくような改正の検討ができればよいのではないかと考えている。

(委員) 資料4では、立入検査件数は減少している。これに合わせて人員の算定も減らせるのか、それとも件数が減少していることが問題で増やすべきなのか。危険物施設数が減っているが、漏洩事故等の発生件数は増えている。そういった部分も含め、どうしていこうと考えているのか。

(事務局) 施設数と事故発生件数、法改正に伴う特定用途防火対象物の数などを調査し、予防要員の数をどう変更していくべきかを抽出し、検討していきたいと考えている。

(委員) 防火対象物数は増加傾向にあり、またそれに輪をかけて事業所数、テナント数も増えている。立入検査の実施率が10%ぐらいなので、何とかしていかなければと考えている。さらに、小規模飲食店の消火器の設置といった予防の業務負担も増えている。事業所が増えれば、これによる防火管理指導も増えていくので、法令改正等に伴ってプラスになった業務負担の部分は、少しでも算定根拠に反映をいただきたい。

(委員) 現在、毎年のように大規模災害が発生しており、1つの消防本部のみでは対応できない災害も増えている。今後、共同で消防施設を整備していく、県全体で車両の運用を考えていくなどもでてくると思うが、こうしたことも指針に盛り込むことを考えているのか。

(事務局) 消防力の整備指針は、基本的に大規模市街地火災を防ぐというのが発端で、延焼を防ぐという視点で考えられている。1つの消防本部で対応できない場合は、県内応援や緊急消防援助隊など、別のところでカバーしていくこととなる。消防力の整備指針は、1つの消防本部で、通常の災害に対応できる消防力をベースで考えていきたいと思っている。

(委員) 小規模消防本部では、職員数の算定に非常に頭を悩ませている。

資料にもあるとおり、車両を導入すると人員が厳しくなり、消防力の整備指針と現状の乖離が出ている。

乖離部分をいかに解決していくかが大きな課題である。

(委員) 人員要求しても、一般職の公務員が減少傾向にある中、消防職だけ増加させることは困難である。消防力の整備指針の職員数の算定数値などについて、職員増加の後押しとなるような方向性の検討もお願いしたい。

一般行政部局の方がスリム化している中で、消防だけ人を増やしにくいため、大変苦慮している。

(委員) 人員の関係で効率化や省力化が図られていることを反映するといった意見もあったが、そこは慎重に検討していく必要があるのではないか。

(委員) 消防水利の基準に関して、糸魚川市大規模火災及び埼玉県三芳町大規模倉庫火災の2つの事例紹介があったが、消防水利の部分で盛り込んでいくのか。

(事務局) 水利については、水道のダウンサイジング化との関係を論点に挙げている。その他にも見直すべき事項があれば、御意見をいただきたい。